



キ 発注者が実施する工事实態調査等に際しては協力すること。

(入札の執行及び事前調査)

第5条 開札の結果、低入札者が落札候補者となった場合には、発注機関の長は、開札後速やかに、当該入札者から入札時に提出された工事費内訳書の確認・審査を行う。

工事費内訳書の確認・審査の結果、工事内訳書の不備による無効に該当しない場合は、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容について事前調査を行う。

この場合にあつては、直ちに様式6により、建設業課に報告するものとする。

ただし、公共工事進行管理システムを使用している場合は、様式6による報告は不要とする。

なお、工事費内訳書の確認・審査の結果、当該入札者を無効とする、又は当該入札者を失格とする場合は、当該入札者に対する事前調査は実施せず、総合評価方式の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最も評価値の高い者又は価格競争の場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という）を落札候補者とする。

一 落札候補者から入札時に提出された工事費内訳書について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(1)及び3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足していること。

二 前号を満足する落札候補者について、別表2『見積内訳等の検討に係る判断基準について』の2. 基本的判断基準の(3)を満足していること。

なお、落札候補者から「専任の担当技術者」又は「現場代理人」を配置することができない旨の申し出があつた場合は、この基準を満たさないものとして取り扱うこととする。

2 発注機関の長は、落札候補者が前項各号の基準を満たしていないと認めた場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるため、その者は失格とし、次順位者を落札候補者とする。

(調査の実施)

第6条 発注機関の長は、落札候補者が前条第1項各号の基準を満たしていると認めた場合、落札の決定を保留し、落札候補者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号の内容の調査を行う。

ただし、落札候補者の入札価格に100分の108を乗じて得た額が、重点調査基準価格以上の場合は、第二号から第九号までの内容についての調査を省略することができる。

- 一 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- 二 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- 三 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- 五 手持ち資材の状況
- 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- 七 手持ち機械数の状況
- 八 労務者の具体的供給見通し
- 九 過去に施工した公共工事名及び発注者名



















